

## 第4節 地域のブランドの創出・育成支援（条例第4条第4号）

本県そのもののイメージや認知度を向上させるためには、その地域の特色を生かした魅力ある商品、いわゆる地域ブランドの創出や育成を行うことが不可欠です。

農林水産物や工芸品だけではなく、観光地、伝統芸能、文化といったものも広く地域ブランドと捉え、さらには佐賀県そのものをひとつのブランドとして位置付け、そのプレゼンスを高めていくための取組を推進していきます。

また、他との差別化ができるオンリーワンの製品や技術を創出するための支援にも力を入れていきます。

こうして磨き上げられ、生み出された高付加価値なものを、そのブランド力をさらに高めていくための情報発信にも積極的に取り組んでいきます。

### （1）地域ブランドの創出・磨き上げへの支援

#### 〈農林水産物生産〉

##### 取組方針

- 高品質な農産物の安定供給といった市場や消費地のニーズを意識しつつ経営改善を図るため、革新的技術の開発・導入による飛躍的な品質・収量の向上や、特徴が際立つ多彩な品目の導入、さらには、省エネ・省力化技術の普及や契約栽培の拡大などを進め、収益性の高い園芸農業の確立を図ります。
- 国内市場をはじめ、海外市場やインバウンド需要も視野に入れて、「佐賀牛」をはじめとする特徴が際立つ高品質な畜産物づくりや生産基盤の強化に取り組むとともに、省力化・低コスト化等による経営の安定化を推進します。
- 地域の特色を生かした多彩な作物の生産拡大による水田フル活用の推進を基本として、「さがびより」などの主食用米に加え、需要のある「酒造好適米」や「飼料用米」の生産に積極的に取り組むとともに、米、麦、大豆それぞれの特徴が際立つ高品質・低コスト生産を推進します。
- 農薬等の使用履歴記帳の徹底や、GAP（農業生産工程管理）（※）の取組推進、環境保全型農業の推進、米や牛肉のトレーサビリティ・システム（※）の確実な実施などにより、食の安全と消費者の信頼確保に努めます。
- 稼げる農業の確立に向けて、生産現場が直面する課題を速やかに解決する新品种・新技術の開発に最優先に取り組み、その普及を進め、将来を見据えた中長期的な視点で取り組むべき研究開発についても着実に推進します。
- 地域特産物づくりや農村ビジネスへの取組拡大等により、佐賀の農村の魅力アップを推進します。

- 魅力ある農村のベースとして、競争力のある農産物づくりとブランド力の強化、担い手の確保等を引き続き推進していきます。
- 主伐から植林までの一貫作業システムの導入などにより、県産木材の生産拡大を推進します。
- 住宅の木造化や間伐材の利用などにより、県産木材の需要拡大を推進します。
- しいたけやたけのこなどの特用林産物の生産拡大を図ります。
- 漁業経営の安定が図られるように、儲かる漁業を推進します。
- 漁場機能の改善や水産資源の回復、養殖業の振興を図ります。

### 具体的取組

- 園芸における統合環境制御技術などの革新的技術や優良品種の開発・普及
- 特徴ある「こだわりの園芸作物」など他産地にはないキラッと光る農産物づくりの推進
- 加工適正に優れた品種の導入や取引先の開拓などによる契約栽培の拡大
- 飼料給与技術の改善や家畜の改良等による生産性向上の推進
- 繁殖農家の規模拡大や肥育農家の一貫経営への取組の推進
- 肥育牛の短期生産技術の確立・普及
- 輸出対応型食肉センターの整備推進
- 高品質を基本として、こだわりや物語のある米など消費者・実需者から選ばれる米・麦・大豆づくりの推進
- 低コスト・省力化や安定生産に向けた水稻の短期苗育苗技術や直播栽培技術、大豆の不耕起栽培技術などの新技術の導入促進
- 研修会における啓発や農薬使用状況調査等による栽培履歴記帳の徹底と農薬等の適正使用の推進
- 生産組織を対象とした GAP の取組推進
- 米や牛肉のトレーサビリティ・システム関連法の遵守の徹底
- たい肥や麦わら等地域の有機物資源の有効利用などの環境保全型農業の取組推進
- 生産現場が直面する課題を速やかに解決する新技術、新品種の開発・普及
- 中長期的な視点で推進すべき研究開発の推進
- 効率的・効果的な試験研究の推進と、研究成果の速やかな普及
- 新たな特産物づくりを推進するための新規品目の導入や6次産業化・農商工連携等の取組への支援
- 農村の魅力アップを図るための、農産物直売所の高機能化（体験農園の併設等）や農家レストラン、観光農園、農家民宿等の農村ビジネスへの支援
- 佐賀の農村のファンづくりのための、佐賀の農作物や農業、農村に関する情報の発信やPR

- 農村部への交流人口の拡大を図るための、福岡都市圏の消費者等に対するグリーン・ツーリズムの働きかけ
- 森林施業の集約化や路網の整備、高性能林業機械、コンテナ苗や次世代精英樹、一貫作業システムの導入等による木材生産コスト及び育林コストの低減
- 品質、価格の安定した製材品供給のための人工乾燥木材及び天然乾燥木材の生産体制の強化
- しいたけ、たけのこ、さかきなどの特用林産物の生産に必要な機械・施設等の整備に対する支援
- 地域資源を活用した水産物の付加価値向上や経営の多角化による地域の中核となるような新たな儲かる漁業の取組支援
- 水産物の販路開拓やブランド力の向上、魅力ある加工品づくりに対する支援
- 漁業者自ら行う環境保全の取組と連携した藻場機能の回復のための取組
- 海底耕耘や作漑、貝殻散布耕耘などの貝類資源を回復させるための取組
- 海域特性に適応した養殖魚種の開発や、養殖コストの削減などの試験研究の推進
- 養殖ノリの色落ち被害対策や、貝類資源の回復に向けた技術開発の推進

#### 成果指標

- いちごの 10 アール当たり収量について、平成 30 年度までに 4,500kg/10a とすることを目指します。
- 高品質みかん「さが美人」等の生産割合について、平成 30 年度までに 33%とすることを目指します。
- 肥育素牛の県内自給率について、平成 30 年度までに 26%とすることを目指します。
- 水稻の 10 アール当たり生産費について、平成 30 年度までに府県順位で少ない順から 3 位とすることを目指します。
- 県内の「道の駅（現在 8 カ所）」等の主要農産物直売所への来場者数について、平成 30 年度までに 273 万人とすることを目指します。

区分	単位	目標	
		H29	H30
いちごの 10 アール当たり収量	kg/10a	4,400	4,500
高品質みかん「さが美人」等の生産割合	%	32	33
肥育素牛の県内自給率	%	25.0	26.0
水稻の 10 アール当たり生産費	府県順位	4 (H28)	3 (H29)
県内の「道の駅（現在 8 カ所）」等の主要農産物直売所への来場者数	万人	270	273

#### ※GAP（農業生産工程管理）

農業生産工程管理と訳され、農業生産活動を行ううえで必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

#### ※トレーサビリティ・システム

生産、処理・加工、流通・販売等の各段階における食品（農産物）に関する情報（例えば、農薬散布履歴や添加物の使用状況など）を追求し、遡及できるシステム。

### 《伝統工芸・地場産業》

#### 取組方針

- 伊万里・有田焼産地や唐津焼産地、諸富家具産地等において、ユニバーサルデザイン（※）の視点を含め、産地ならではの高い技術・デザインなどを活用した新製品の開発と海外を含む販路拡大、ICT（※）等を活用した販売促進や産地ブランドの情報発信の取組を支援します。
- 有田焼創業400年事業の成果を引き継ぐとともに、更に発展させるための新たな取組を実施します。
- 東京オリンピック・パラリンピック（2020年）開催に向け、伊万里・有田焼などの特徴を広く紹介し、その活用に向け取り組みます。
- 国・県指定伝統的地場産品をはじめとする県内の伝統工芸品の情報発信、販路開拓に取り組みます。

#### 具体的取組

- 商品開発や販路開拓の支援
- ICT等を活用した販売促進や情報発信の支援
- 有田焼創業400年事業の成果を踏まえた取組の実施
- 東京オリンピック・パラリンピックでの伝統的地場産品の活用に係る関係機関への提案
- ICT等を活用した国・県指定伝統的地場産品をはじめとする県内伝統工芸品の情報発信、販路開拓の支援

#### 成果指標

- 伊万里・有田焼産地の売上高について、平成30年までに51.0億円とすることを目指します。（暦年）
- 伊万里・有田焼産地の輸出額について、平成30年までに3.5億円とすることを目指します。（暦年）

- 諸富家具の売上高について、平成 30 年度までに 80 億円とすることを目指します。

区分	単位	目標	
		H29	H30
伊万里・有田焼産地の売上高 (暦年)	億円	50.0	51.0
伊万里・有田焼産地の輸出額 (暦年)	億円	2.7	3.5
諸富家具の売上高	億円	78.5	80

※ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いにかかわらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能であるように、最初から考えて、製品・建物・環境・サービス・制度などを設計・計画するという考え方。

※ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

## 《県産品流通》

### 取組方針

- 大都市圏の百貨店やスーパー等で継続的に県産品を取り扱ってもらえるよう、ブランド力の向上と更なる販路の開拓・拡大・定着に向けた支援を行います。
- 今後の伸長が期待できるインターネット取引や共同購入、カタログ販売に代表される非店舗での販売や市場外での取引、更には加工・業務用需要への対応等を新たな販路と考え、県内事業者の進出を支援します。
- 消費者に選ばれる商品を開発するため、専門家によるアドバイスやテストマーケティングの場を提供し、自立する事業者を育成します。
- 新たに外部組織を設置し、県外・海外における流通販売の推進体制を強化します。
- 県産加工食品における県産農林水産物活用を促進するための課題把握とその解決に努めます。
- 魅力的な商品の開発・販売の支援を行います。
- 県内事業者・生産者の輸出機運の醸成を図るとともに、知的財産の保護や、輸出先国が設定した衛生管理基準等を満たすことができるよう支援するなど輸出環境を整備し、輸出意欲の高い農業団体や食品事業者への支援の強化に取り組みます。(再掲)
- 既に商流が構築され、本県ブランドが定着している輸出国に対しては、効果的な営業活動やプロモーションを実施し、一層の販路拡大に取り組みます。

- 新たに輸出を開始する国に対しては、まずは認知度の向上が必要であることから、国の戦略と連動して「ジャパブランド」でのPR活動に取り組みます。

### 具体的取組

- 「佐賀牛」、「さがびより」、「佐賀海苔」等のブランド力の向上
- テレビや新聞等のマスメディア、ICTなどを活用した露出度の高い情報の発信
- 食品卸売企業と連携した販売先の開拓や情報収集など営業活動の支援
- 商談会やフェアの開催、全国見本市への出展等
- 県産品のブランド展開の方策の検討、展開
- 非店舗分野（インターネット取引・共同購入・カタログ販売等）及び加工・業務用分野との商談機会の創造
- セミナーや個別相談会の開催
- テストマーケティングの場の創出
- さが県産品流通デザイン公社の設置（再掲）
- 既存商品等の磨き上げ・販売展開の支援
- 生産者の海外フェア参加、取扱店への訪問
- JETRO（日本貿易振興機構）等と連携した輸出促進セミナーの開催（再掲）
- 佐賀県食肉センターの再整備などによる輸出先国が設定した基準等への適合化
- 国や関係機関と連携した海外における地域商標等の保護（再掲）
- 輸出促進体制の強化、整備（再掲）
- 海外市場開拓調査
- 産地PR、海外バイヤー招聘
- 海外の輸入卸売業者や海外事務所と連携した海外販売促進活動
- 国が設ける品目別輸出団体との連携
- 事業者が取り組む市場調査、パッケージ開発、見本市等への出展などに対する支援

### 成果指標

- 大都市圏のスーパー・百貨店等における継続的に取引される県産加工食品の新規取引について、毎年度650品目増やすことを目指します。
- 大都市圏のスーパー・百貨店等で継続的に取引される県内企業の新規事業者について、毎年度2社増やすことを目指します。
- 東京市場における「和牛」の全国平均単価に対する県産和牛の単価の割合について、平成30年度までに112%とすることを目指します。
- 東京市場における「いちご」の全国平均単価に対する県産いちごの単価の割合について、平成30年度までに104%とすることを目指します。

- 生産者（団体）、事業者等が輸出に向けて展示会・商談会、海外販促、バイヤー招聘等に取り組む件数について、平成30年度までに年間130件とすることを旨とします。（再掲）
- 県産品を取り扱う海外輸入業者数について、平成30年度までに40社とすることを旨とします。（再掲）
- 主要品目別の輸出量等について、平成30年度までに牛肉は7.0%、青果物は80.0t、加工食品は30社、日本酒は15社とすることを旨とします。（輸出促進協議会事業等の実施による実績値であり、県で把握可能な数値に限る。）

区分	単位	目標	
		H29	H30
スーパー・百貨店等で継続的に取引される県産加工食品数(※)(新規分)	品目	650	650
スーパー・百貨店等で継続的に取引される県内事業者数(新規分)	社	2	2
市場平均単価に対する県産和牛の単価の割合	%	110	112
市場平均単価に対する県産いちごの単価の割合	%	102	104
事業者等の輸出に向けた取組件数	件	118	130
県産品を取扱う海外輸入業者数	社	37	40
主要品目別の輸出量等			
牛肉(出荷頭数に占める輸出頭数の割合)	%	6.3	7.0
青果物(輸出量)	t	70.0	80.0
加工食品(輸出事業者数)	社	27	30
日本酒(輸出事業者数)	社	13	15

※スーパー・百貨店等で継続的に取引される県産加工食品数  
加工食品の各品目×スーパー・百貨店等の導入数の合計。

## 《文化》

### 取組方針

- 文化的・歴史的資産の調査・研究、管理・保存及び民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化の継承に取り組みます。
- 世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である三重津海軍所跡の内容・価値を分かりやすく紹介し、来訪者の増加及び満足度向上につなげるよう、活用を進めます。
- 佐賀県を舞台にした映画、ドラマのロケや小説等の制作を誘致します。

- 海外の著名な博物館等の学芸員や研究員との交流事業を通じて、世界に向けて「佐賀県の本物」をPRするとともに、県民の有田焼に対する理解を深め、郷土への関心、誇りの醸成につなげていきます。
- 明治維新150年（平成30年）を契機に、佐賀の偉業や偉人を顕彰し、その「志」を礎とした人づくり、地域づくりを行うとともに、世界文化遺産に登録された三重津海軍所跡なども含めた文化的、歴史的な魅力・価値を県内外に伝えていきます。
- 日本遺産認定制度を活用し、本県の「本物」の地域資源を県民に再認識してもらうとともに、その魅力を国内外に情報発信していきます。

### 具体的取組

- 文化財の調査・研究及び保存整備等の推進
- 吉野ヶ里遺跡や名護屋城跡などの特別史跡の調査・研究および保存整備・活用
- 民俗芸能や伝統工芸等の伝統文化を次世代へつなぐ取組への支援（民俗芸能の意義や迫力・魅力を凝縮した番組を制作・PR、佐賀錦後継者育成のための大学と連携した取組）
- 県立博物館等施設において、佐賀県ゆかりの優れた美術作品や貴重な歴史的資料、伝統的技法による作品等を調査・研究し、展覧会等を通じて広く紹介
- 三重津海軍所跡のPR・誘客対策及び来訪者対策の実施
- 佐賀県を舞台とした国内外の映画、ドラマの制作、県内ロケを誘致する活動の推進
- 佐賀県を舞台にした小説等の制作を誘致する活動の推進
- 国内外において、有田焼の価値を高めるための交流事業の実施、世界で活躍できる専門的な人材の育成・確保
- 明治維新150年（平成30年）を契機とした佐賀の偉業・偉人の顕彰やその「志」を礎とした人づくり、地域づくりの取組、及び世界文化遺産に登録された三重津海軍所跡なども含めた文化的、歴史的な魅力・価値を県内外に伝える取組の推進
- 「肥前陶磁文化」の情報発信、文化観光創出事業の実施

### 成果指標

- 三重津海軍所跡の来訪者数について、毎年度、10万人とすることを目指します。
- 佐賀県をロケ地としたドラマや映画の誘致数について、毎年度、4本以上とすることを目指します。
- 有田焼を共通テーマとした海外の博物館等との交流について、平成30年度までに8件以上とすることを目指します。
- 佐賀県の文化的、歴史的な魅力・価値を通して、佐賀のことを誇りに思っている県民の割合について、90%以上とすることを目指します。



区分	単位	目標	
		H29	H30
三重津海軍所跡の来訪者数	人	100,000	100,000
ドラマ・映画のロケ誘致件数	作品	4	4
海外の博物館等との交流件数	件数	6	8
佐賀県の文化的、歴史的な魅力・価値を通して、佐賀のことを誇りに思っている県民の割合	%	80.0	90.0

## 《観光》

### 取組方針

- 歴史ある佐賀ならではの「本物」の観光資源を発掘・磨き上げ、観光客を呼べる観光企画・商品を作り出す「訪れるべき価値の創出」と、そのために必要となる地域における観光の担い手育成などを図ります。
- 本県を訪れた観光客のリピート意向率 100%を目指し、多言語対応や Wi-Fi 環境の整備、宿泊施設等のユニバーサルデザイン化、おもてなし気運の醸成など、だれもが県内を観光しやすい「おもてなし環境の充実」を図ります。
- 佐賀県の認知度を高め誘客につなげるために、各国・地域の特性に応じたプロモーション等を行うとともに、特定のファン層への集中的な発信を行うなど、伝えるべき相手に焦点を絞った「情報発信」に取り組みます。
- スポーツツーリズム（※）、文化・ライブツーリズム（※）、グリーン・ツーリズム（※）、国際会議等の MICE（※）の誘致など、多様な取組を進め、情報を発信していきます。

### 具体的取組

- 「食」など観光資源の発掘・磨き上げ支援
- 地域における「観光の担い手」育成支援
- 多言語コールセンター、多言語観光アプリの運営・充実化
- 観光、宿泊施設や飲食店での多言語標記の推進
- Wi-Fi 整備等、外国人観光客にやさしい通信環境の整備推進
- ユニバーサルデザイン対応（支援スキームの検討・支援等）
- おもてなし気運の醸成（マナー向上研修、啓発等）
- 免税店開設支援
- コンベンション助成や市町連携等の MICE 対応

- 観光客の移動手段の充実（県外・海外からのアクセス、地域内の二次交通等）
- 海外プロモーション（ファムトリップ（※）、旅行会社とのタイアップ、商談会等）
- 首都圏、関西地方及び九州域内におけるプロモーション
- 既存コンテンツとのタイアップによるプロモーション
- WEB キャンペーン（ネット予約サイト）
- 佐賀空港を利用した、県内宿泊及びレンタカー利用プランに対する支援
- スポーツツーリズム、文化・ライブツーリズム、グリーン・ツーリズム、国際会議等の MICE 等、多様な視点からの取組・情報発信

## 成果指標

- 外国人延べ宿泊数（宿泊観光客数）について、平成 30 年までに 195 千人泊とすることを目指します。
- 日本人延べ宿泊数（宿泊観光客数）について、平成 30 年までに 2,857 千人泊とすることを目指します。

区分	単位	目標	
		H29	H30
外国人延べ宿泊者数 （宿泊観光客数）	千人泊	183	195
日本人延べ宿泊者数 （宿泊観光客数）	千人泊	2,829	2,857

### ※スポーツツーリズム

スポーツ大会への参加やスポーツ観戦、スポーツキャンプや強化合宿など、スポーツを通じて交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取組。

### ※文化・ライブツーリズム

地域文化体験のほか、芸術・音楽鑑賞等と開催地周辺の観光とを融合させるなど、文化を通じて交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取組。

### ※グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

### ※MICE

企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称。

### ※ファムトリップ

観光地などの誘客促進のため、旅行事業者等を対象に現地視察をしてもらうツアー。

## (2) オンリーワンの技術・商品の創出支援

### 取組方針

- 県内企業のイノベーションへの取組などを後押しする研究環境を整備し、知的財産の効果的な活用や産学官金連携などへの支援、オンリーワンの高付加価値な技術や製品を有する中小企業の育成に取り組むとともに、県内産業をリードする中核企業の創出を目指します。(再掲)
- 1次産業(農林漁業者等)と、加工技術や販路、経営力に強みを持つ2次産業(加工分野)や3次産業(流通・販売分野)の企業との連携を推進するとともに、企業側からの6次産業化も支援します。このため、佐賀6次産業化サポートセンターを中心とした1次産業(農林漁業者等)の6次産業化や農商工連携等の支援強化を図ります。(再掲)
- 市場の拡大が見込まれる健康関連分野においては、本県の豊富な農林水産物資源等を活用した高い付加価値を持つ機能性・健康食品の開発について、さが機能性・健康食品開発拠点を中心に集中して支援を行うとともに、同拠点の機能強化を図ります。(再掲)
- 伊万里・有田焼産地や唐津焼産地、諸富家具産地等において、ユニバーサルデザインの視点を含め、産地ならではの高い技術・デザインなどを活用した新製品の開発と海外を含む販路拡大、ICT等を活用した販売促進や産地ブランドの情報発信の取組を支援します。(再掲)

### 具体的取組

- 関係者(地域産業支援センター、窯業技術センター、工業技術センター、産業企画課、ものづくり産業課)連携による総合支援(再掲)
- 地域産業支援センターによる産学官連携コーディネート及び知的財産活用等の総合支援(再掲)
- 地域産業支援センター等における取引拡大、新商品開発、販路開拓等に関する各種支援事業の実施(再掲)
- 6次産業化サポートセンターを中心とした6次産業化の推進(相談、研修会、プランナー派遣等)(再掲)
- 農林漁業における経営の多角化や2次・3次事業者が行う6次産業化の取組に対する支援(再掲)
- さが機能性・健康食品開発拠点の機能強化及びコーディネータ等による支援(再掲)

- 未利用資源等についての活用策の検討（再掲）
- 伝統的地場産業における商品開発や販路開拓の支援（再掲）

#### 成果指標

- 産学官金の連携、研究開発による事業化件数について、毎年度 17 件（平成 27～30 年度までの累計 66 件）とすることを目指します。（再掲）
- 6 次産業化や機能性・健康食品の事業化について、平成 30 年度までに毎年前年比で 10%増やし、22 件とすることを目指します。（再掲）
- 総合化事業計画の認定件数について、平成 30 年度までに 62 件（累計）とすることを目指します。（再掲）

区分	単位	目標	
		H29	H30
産学官金の連携、研究開発による事業化件数	件	17	17
6 次産業化や機能性・健康食品事業化件数	件	20	22
総合化事業計画の認定件数(累計)	件	48	62

### （3）佐賀県のブランドイメージを高めるための情報発信

#### 取組方針

- 佐賀県の本物、価値ある素材・資源を磨き上げることで、県内外から評価される、“魅力あるプロトタイプ（※）”を創出します。
- 創出した“魅力あるプロトタイプ”を、メディア等を通じて全国に発信することで、佐賀県の魅力への評価を獲得します。
- 佐賀県内に、全国での佐賀県の魅力への評価の声や評価獲得方法をフィードバックすることで、佐賀県の地域の魅力を更に磨き上げ、佐賀県の今後の地域活性に寄与します。
- 佐賀県から距離が近く、成長著しい福岡都市圏の活力を取り込むため、福岡都市圏のメディアを通じて佐賀県の良いイメージを浸透させます。

#### 具体的取組

- コラボプロジェクト（※）による“魅力あるプロトタイプ”づくり（商品開発、サービス開発など）
- 世の中への“魅力あるプロトタイプ”の発信と評価の獲得（PR イベント、ショップなど）

- 佐賀県内へのフィードバックによる地域活性への寄与（佐賀県内でのイベント、報告会など）
- 全国に発信できる在京メディアでの露出を狙った首都圏広報の実施
- “残る” “検索される” “拡散される” ための WEB を活用した広報の実施
- 福岡都市圏のメディアを有効に活用した情報発信の強化

### 成果指標

- コラボプロジェクトにおける“魅力あるプロトタイプ”について、平成 30 年度までに毎年度 4 個以上作り上げることを目指します。
- 佐賀県が取り組んだコラボプロジェクトや創出したプロトタイプの広告換算額について、平成 30 年度までに毎年度 21 億円とすることを目指します。
- コラボプロジェクトに関わった県内企業の数について、平成 30 年度までに毎年度 60 社とすることを目指します。
- 福岡におけるメディアの取材誘致件数を、毎年度 100 件とすることを目指します。

区分	単位	目標	
		H29	H30
魅力あるプロトタイプの数	個	4	4
佐賀県が取り組んだコラボプロジェクトや創出したプロトタイプの広告換算額	億円	21	21
コラボプロジェクトに関わった県内企業の数	社	60	60
在福メディアの取材誘致件数	件	100	100

#### ※プロトタイプ

コラボプロジェクトにより生み出された将来的に地域活性につながる最初のモデル。

#### ※コラボプロジェクト

佐賀県の本物、本質的に価値のある素材・資源を磨き上げるために、世の中の流行やターゲットとなる生活者の市場状況を熟知する企業・ブランド等の外部視点を入れ、コラボレーション（共同開発）していくプロジェクト。

---

## 第5節 知的財産を意識した組織経営（条例第4条第5号）

---

本県が将来にわたって発展していくためには、知的財産の創造、保護及び活用が重要であり、県職員一人一人がその重要性を認識し、業務ノウハウの創出・蓄積による公共サービスの向上や、県内の事業者等が持つ知的財産を活用した効率的・効果的な業務遂行など、施策展開においては知的財産の創造、保護及び活用を意識していきます。

そのために、以下の取組などを推進していきます。

- 県立試験研究機関による新技術、新品種等の開発及び地元産業への普及
- 知的財産についての理解を深めるための職員研修の実施
- 佐賀県のブランド価値を高めるための積極的な情報発信

## 参 考

### ○佐賀県知的財産の創造等に関する基本条例

平成二十一年三月二十五日

佐賀県条例第七号

#### (目的)

第一条 この条例は、本県の将来にわたる発展の一翼を担う知的財産の創造、保護及び活用(以下「知的財産の創造等」という。)に関する基本理念を定め、並びに県、市町、大学等、事業者及び県民の責務を明らかにすることにより、経済、文化その他あらゆる分野における知的活動を推進し、もって産業の振興及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 知的財産 知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する知的財産をいう。
- 二 知的財産権 法第二条第二項に規定する知的財産権をいう。
- 三 大学等 法第二条第三項に規定する大学等(県の試験研究機関を除く。)をいう。
- 四 事業者 法人その他の団体及び事業を営む個人をいう。

#### (基本理念)

第三条 知的財産の創造等は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- 一 知的財産の創造等に係る県民及び事業者の創意工夫及び活動を尊重する社会的気運を醸成すること。
- 二 知的財産の創造等を通じて産業の付加価値を創出し、新たな事業分野への進出を促進することにより、産業の振興及び活力に満ちた地域社会の実現を図ること。
- 三 研究、開発、教育その他の知的活動を活発に行うとともに、それらにより生み出される知的財産の集積及びその質の向上を図っていくことにより、本県の将来にわたっての発展のための基盤の整備を図ること。

#### (県の責務)

第四条 県は、前条に規定する知的財産の創造等に関する基本理念にのっとり、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。

- 一 知的財産が尊重される環境を醸成すること。
- 二 知的財産の創造等に係る人材及び次世代を担う人材を育成すること。
- 三 県、市町、大学等及び事業者間の連携の強化を図り、知的財産の創造等に資する基盤の整備を図ること。
- 四 知的財産を活用した地域のブランド(その地域の特色を生かした魅力ある商品をいう。)の創出及び育成

を支援すること。

五 知的財産を意識した組織経営を行い、県自らが有用性の高い知的財産を創造するとともに、県が有する知的財産権の積極的な活用を図ること。

2 県は、前項に掲げる施策を推進するため、基本構想を策定するものとする。

(市町の責務)

第五条 市町は、知的財産の創造等について、県、大学等及び事業者と積極的な連携協力を行い、産業振興及び地域振興に寄与する取組を行うよう努めるものとする。

2 市町は、住民への知的財産に関する教育及び学習の振興並びに知識の普及に努めるものとする。

(大学等の責務)

第六条 大学等は、研究者、技術者その他の創造的活動を行う者の適切な処遇を確保するよう努めるものとする。

2 大学等は、知的財産に関する教育を行うことにより、専門的な知識を有する人材を育成するよう努めるものとする。

3 大学等は、研究の成果を普及させることにより、本県の地域振興及び産業振興に寄与するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、発明者、技術者その他の創造的活動を行う者の適切な処遇を確保し、及び当該事業者が有する知的財産を適切に管理するよう努めるものとする。

2 事業者は、知的財産の創造及び活用に積極的に取り組むとともに、当該取組による付加価値の創出及び新たな事業分野の開拓を図ることにより、地域における雇用の機会を創出するよう努めるものとする。

3 事業者は、知的財産を尊重した経済活動を行うことにより、本県の産業振興及び地域振興に寄与するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第八条 県民は、知的財産に関する理解を深めるとともに、知的財産を尊重する社会の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。